

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和元年6月20日(木)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時25分

|     |     |       |       |        |  |
|-----|-----|-------|-------|--------|--|
| 出席者 | 委員  | 委員長   | 青木一男  |        |  |
|     |     | 森戸雅孝  | 大谷好一  | 小久保かおる |  |
|     |     | 氏家晃   | 千葉正弘  | 中島克訓   |  |
|     | 議長  | 大阿久岩人 |       |        |  |
|     | 傍聴者 | 小平啓佑  | 浅野貴之  | 川上均    |  |
|     |     | 大浦兼政  | 坂東一敏  | 内海まさかず |  |
|     |     | 針谷育造  | 入野登志子 | 白石幹男   |  |
|     |     | 福富善明  | 広瀬義明  | 関口孫一郎  |  |
|     |     | 針谷正夫  | 梅澤米満  | 福田裕司   |  |

---

|       |      |      |      |       |
|-------|------|------|------|-------|
| 事務局職員 | 事務局長 | 神永和俊 | 議事課長 | 癸生川 亘 |
|       | 主査   | 藤澤恭之 | 主査   | 岩川成生  |

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|               |       |   |
|---------------|-------|---|
| 都 市 整 備 部 長   | 戸 田   | 崇 |
| 市 街 地 整 備 課 長 | 石 塚 昌 | 平 |
| 建 築 課 長       | 柿 沼 宏 | 和 |

令和元年第3回栃木市議会定例会  
建設常任委員会議事日程

令和元年6月20日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第53号 栃木市市民交流センター条例の制定について

日程第2 議案第59号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第64号 工事請負契約の変更について

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（青木一男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（青木一男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（青木一男君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第53号 栃木市市民交流センター条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 皆様、おはようございます。本日はよろしく申し上げます。本日は、ごらんのとおり、執行部少々人数が少ない状況でございまして、少し不安な状況でございまして、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第53号 栃木市市民交流センター条例の制定についてご説明させていただきます。議案書は17ページから22ページ、議案説明書は1ページでございます。

初めに、議案説明書の1ページをごらんください。提案理由であります。現在地方都市リノベーション事業を活用して整備を進めております（仮称）地域交流センターについては、今年度中に整備が完了し、来年4月から開館を予定していることから、当施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の17ページをお開きください。こちらは議案第53号の制定文であります。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。条例案の内容についてご説明させていただきます。まず、第1条では施設の設置について、第2条では名称と位置について定めておりまして、名称を栃木市市民交流センターとするというものであります。

第3条では利用時間について定めておりまして、利用時間を午前9時から午後10時までとするというものであります。

第4条では休館日について定めておりまして、休館日を12月29日から翌年1月3日までとするというものであります。

第5条では職員について、第6条から次のページの第8条までは利用の承認に関する事項を定めております。

第9条では使用料について定めておりまして、ページをめくっていただきまして、21ページの別表のとおり、それぞれの諸室の利用区分ごとの使用料とするとしております。

お手数ですが、前のページにお戻りいただきまして、第10条では使用料の減免、第11条では使用料の不還付、第12条では目的外利用の禁止、第13条では原状回復の義務、第14条では損害賠償の義務、第15条では委任の事項について定めておりまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるというものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行したいというものであります。

以上で栃木市市民交流センター条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） お世話になります。

使用料のことでちょっと質問させていただきたいのですが、シニアクラブの方からよく1時間単位の料金ということで要望というか、質問されるのですが、シニアクラブの方が使用する場合に、準備時間と後片づけ時間で30分ぐらいずつ欲しいのですが、この料金表だと1時間単位なので、料金が発生してしまう。例えば使う時間が5時半から8時半まで予約時間と後片づけをとする。だけれども、1時間単位であるとしたら、5時から9時までの予約ということになってしまうのですが、その30分単位での予約というのは、内規では決まっていると思うのですが、新しい条例もできたことだし、こういう意見はどうでしょうか、30分単位という。お伺いいたします。

○委員長（青木一男君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） お答えをいたします。

この管理運営につきましては、教育委員会の公民館課が主体となって今後4月から行う予定とな

っております。事前に公民館課のほうと料金の設定について調整をしております。公民館課の内規では、正時、いわゆる9時とか、10時とか、11時からという、その30分単位の貸し出しは今のところしていない状況でございます。仮に9時半から10時半まで利用したいということになると、2時間分の料金がかかってしまうという状況が今の現状でございます。これは、公民館課のほうにも、市民の方というのですか、利用される方にもう少し寄り添った形で何とか工夫できないかという申し入れも先日市街地整備課のほうから公民館のほうには伝えておりますので、今後公民館課の内規を少し調整をしていただいて、利便性の高い施設運営をしていただけるよう市街地整備課のほうからもお伝えするようにしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） よろしく申し上げます。

10条の市長は必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるというこの10条の必要があるというところにそのシニアの方の場合は、すごくきちょうめんなので、後片づけと準備ということで要望させていただきます、その減額ということを。

○委員長（青木一男君） ほかにありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） おはようございます。ご苦労さまです。

今、小久保委員のほうから触れられた件で関連することなのですけれども、この3条にしても、あと10条にしても、市長の裁量権に委ねるような条文内容かというふうに思うのですけれども、いわゆるその利用時間についても市長が必要と認めるときはというようなところで、そういった市長に裁量をお任せするというような案件に対して、どういった場合というか、そんなものを想定してこの条文の設定なのでしょうか、それとも市長をそんたくしてということなのでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（青木一男君） 石塚課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） この管理、また運営も公民館課のほうで行う主体となっておりますので、いろいろな各種団体さんが利用する多くの施設になると思います。減免規定にすれば、幼稚園、保育園、小、中、高、大学、そういった学校関係がお使いになる場合、そういった場合は原則減免ということになります。それ以外の市長が認める場合によるという幅広い運営の決まりをつくることになると思いますので、そこら辺は利用者寄り添った形で公民館課のほうには十分調整していただけるようお伝えをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解です。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第53号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 日程第2、議案第59号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） おはようございます。よろしくお願いたします。ただいま上程いただきました議案第59号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。議案書は50ページ、議案説明書も同じく50ページをお開きください。

初めに、議案説明書をごらんください。提案理由でございますが、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、用途規制及び建蔽率の適用除外に係る許可申請手数料並びに既存建築物の用途変更による許可申請手数料を定めることでございます。

参考条文は省略させていただきます。

議案説明書52、53ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、右の改正案をごらんください。建築基準法の一部改正に伴い、「第87条の2」を「第87条の4」に改めるものです。

次に、54、55ページをお開きください。右の改正案の中段、10の項の次に10の2といたしまして、用途地域における特例許可について再許可を行う場合の手数料として新たに12万円を、10の3として、用途地域における特例許可の実績の蓄積がある建築物の許可の手数料について新たに14万円を

定めるものでございます。

次に、56、57ページ、右の改正案ですが、13の2といたしまして、特定行政庁である市が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合、許可した範囲内において建蔽率を緩和するもので、許可手数料3万3,000円を新たに定めるものでございます。

続きまして、中段、39の4として、既存建築物について2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画認定手数料2万7,000円を、39の5といたしまして、全体計画認定の変更手数料2万7,000円を新たに定めるものでございます。

次に、39の4といたしまして、建築物の用途を変更して一時的に興行場等とする場合の許可手数料12万円を、39の7といたしまして、建築物の用途変更して一時的に特別興行場等とする場合の許可手数料16万円を新たに定めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、53ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようですから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第59号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決



○委員長（青木一男君） 日程第3、議案第64号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） ただいまご上程いただきました議案第64号 工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。議案書は63ページ、議案説明書は73ページ、74ページでございます。

初めに、議案説明書の73ページをごらんください。提案理由であります、平成30年第1回栃木市議会定例会において、議案第55号として議決をいただきました（仮称）地域交流センター整備（機械設備）工事請負契約の内容の一部に変更が生じることから、議会の議決を求めるものであります。

変更の概要といたしましては、契約金額の変更でありまして、当初契約額の1億9,688万4,000円から167万4,000円減額として1億9,521万円に変更したいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次の74ページ中ほどの参考といたしまして、契約の相手方、工事名、工事場所、工事概要を記載しておりますが、工事の変更内容につきましては、トイレの衛生器具設備について、当初設計では既製品の棚つき大便器の設置を予定しておりましたが、トイレとして整備予定の部屋の詳細確認した結果、棚つき大便器がおさまらない箇所が生じたことから、全ての大便器について仕様を変更したこと、また空調設備の排水管をさびや詰まりなどの維持管理を考慮して、鋼管から塩化ビニール管に仕様を変更したことが主なものであります。

次に、議案書の63ページをお開きください。議案第64号 工事請負契約の変更についてであります、平成30年第1回栃木市議会定例会において議案第55号として議決をいただきました工事請負契約の一部について次のとおり変更するというもので、その内容は契約金額を1億9,521万円とするというものであります。

以上で工事請負契約の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いします。

質疑はありますか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） 大変ご苦労さまでございます。

今の工事額の下がったということなのですからけれども、トイレ大便器のつけるスペースに最初の設計の大便器が入らないというふうなことで、何か棚つき大便器というふうなことに変更したというふうなことでございますけれども、そうすると使用する側とすると、別に今までのやつよりも使用するとき

に不便を生じるとか、そういうのというのは全く大丈夫なのかどうか、説明をお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 石塚課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） お答えを申し上げます。

当初設計時点の大便器につきましては、市役所本庁舎の大便器と同様の大便器でして、壁に大便器が取りつけてある大便器を設計しておりました。これらは給水ホースとか、電源コード、そういったものがライニング、壁の中に入ってしまうということで、いたずら防止ができるということと、大便器の下がスペースがありますので、そこの掃除が行き届くという利点から、市役所の本庁舎の大便器と同じような仕様で予定しておりましたが、既製品の棚つき大便器につきましては、幅が最低が850、85センチの幅が必要だという状況になりまして、女子トイレについて特に数を多く設置を検討、検討というか、設計をしておりました。ということで女子トイレの13基の大便器がその85センチを下回る幅しかとれないということで、既製品の棚つき大便器がおさまらないという状況になりました。ということで、13基だけ変更すればいいという状況でありましたけれども、男子、女子全ての大便器を今度は床から立ち上げるタイプ、一般的な大便器、壁つきではなくて、床から立ち上げる大便器に全ての大便器を仕様を変更したことによりまして、ここで約500万円程度下がっております。利便性を高めるために棚はどうするのかというところで、別途壁に棚を設けるような工事もいたしますので、利用者の不便性はない。いわゆる利用者側が手荷物等を棚に置くという状況、そういったものは別途棚をつけますので、利便性は低くならない、損なわれないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第64号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（青木一男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時25分）